

「鳴門市都市計画マスタープラン（全体構想）」の見直しについての  
意見募集に対する結果公表

1 募集結果

募集期間	令和4年10月26日（水）～ 令和4年11月25日（金）
意見等提出者数	4人
提出件数 （提出方法内訳）	23件 （直接持参1通、郵便 通、FAX 通、Eメール 3通、その他 通）
意見等の反映状況	A 意見等を計画等に反映するもの・・・・・・・・・・ 2件
	B 意見等が既に反映されているもの・・・・・・・・・・ 8件
	C 意見等を今後の参考とするもの・・・・・・・・・・ 14件
	D 意見等を反映する見込みのないもの・・・・・・・・・・ 2件

2 意見等の分類

項 目	件 数
計画全体	10件
序章 鳴門市都市計画マスタープランの基本的事項	
第1章 社会情勢の変化と上位・関連計画の整理	
第2章 鳴門市の現状と課題	
第3章 全体構想	
1. 都市づくりの基本的な考え方	2件
2. 分野別方針	11件
3. ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針	

## 3 意見等と市の考え方

## 計画全体に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	人口のバランスの取れたコンパクトシティのまちづくりを行う。	人口減少が進む中、コンパクトで持続発展可能なまちづくりを進めることが重要であり、今後、この考え方に基づくまちづくり施策を推進していきます。	B
2	各地域との話し合いの結果を反映しないのか。	各地区自治振興会との意見交換会を今後実施し、いただいた意見について地域別構想等への反映を検討します。	C
3	全体的におおざっぱであり、委託金額に見合った成果品ではないと思う。	今回は全体構想のみについてのパブリックコメントですが、地域別構想等を含めた計画全体のパブリックコメントを今後改めて実施する予定ですので、その際に再度ご覧いただき、ご意見いただければと思います。	D
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度の収入の格差の是正や拡大の防止</li> <li>・ 平均年収の3倍以上の高額所得者は納税額を表彰してその労を労う。</li> </ul> など、平均的生活に費用があまりかからない社会にすることが国民全体を幸福にする。	本計画は市の土地利用等の分野におけるまちづくりの方向性を定めるものであり、ご意見の内容は本計画において直接記載する事項ではありませんが、市民の皆様が暮らしやすいまちを目指した計画となるよう努めます。	D
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットを有効活用することで、教員の人員配置の変更により、学習技術習得の場としての地域学校の役割を終わらせ、学習意欲を引き出す、個々の生徒の自主性による進捗選択等、楽しむ教育への転換、真の意味でのゆとり教育の復活</li> <li>・ 教育期間に学ぶべきことを18歳までに学ぶ。その進捗は個々人の自由に任せる選択できる制度設計</li> <li>・ 学校の場所は分けたままで小中一貫教育の推進(義務教育)小中学校の学習内容の一体化により、職業選択を考える時間を子供に与える。中学2年生までにカリキュラムの終了と3年次の職業体験の実施</li> </ul>	第3章3「3-2ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針」において、新たなまちづくりエリアとして「文教エリア」を位置づけ、学園都市化構想に向けた取組等を進めることとしています。ご意見いただいた内容については、関連計画等において今後の参考とします。	C
6	集中豪雨や南海トラフ地震といった災害に必要とされる対応やその費用対効果の調査の実施	「日常時」に役立つものをそのまま「非常時」に活用するというフェーズフリーの考え方のもと、地域防災計画などの関連計画等において今後の参考とします。	C

7	高齢単身世帯用の高台の集合住宅（安否確認システム付き）への住み替え促進、公共交通機関の整備	人口減少・少子高齢化、防災などの観点から、コンパクトで持続発展可能なまちづくりを進めることとしており、関連計画等において今後の参考とします。	C
8	・未利用地を有効活用し、安価で便利な地域の創造 ・持続可能でコンパクトな活気あるまちの形成を目指すため未利用地の固定資産税の増額	コンパクトで持続可能なまちの形成を目指すためには、土地の有効活用が必要であり、今後その手法について検討する際の参考とします。	C
9	各新たなまちづくりエリアの経済規模に関する数値目標の明確化	今後の施策評価等の参考とします。	C
10	地域の特色を活かしたまちづくりを進める新たな試みのため住民の自助努力を後押しする助成制度の予算増額	今後のまちづくりに関する施策の参考とします。	C

### 第3章第1「都市づくりの基本的な考え方」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	キーワードとなっている「オープンゲート構想」とは何かの記載がない。また、オープンゲート構想を策定する必要がある。	（オープンゲート構想とは何かについて） 第3章1「都市づくりの基本的な考え方」にオープンゲート構想に関する説明を一部追記します。	A
		（構想の策定について） オープンゲート構想は都市計画マスタープランの基本理念に基づく都市づくりの考え方の概念であり、その内容は第3章1「都市づくりの基本的な考え方」に示しています。また、構想に関する説明を一部追記します。	B
2	各ゲート間のネットワークについて具体的な例示が欲しい。	各ゲート間の連携については、本計画では概念としての考え方を示すこととしており、第3章1都市づくりの基本的な考え方の「1-3 将来都市構造」において、「ゲートの役割と方向性」として、5つのゲートを含む新たなまちづくりエリア間における回遊性を高めることで、市民や来訪者にとって便利で快適な都市空間を確保する旨を記載しています。	B

第3章第2「分野別方針」に関する意見等と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	高速道路のPAを利活用したまちづくりとして、鳴門西PAに併設する「板東ドイツ村公園ハイウェイオアシス」を建設する。	第3章2分野別方針の「2-4道路・公共交通の整備方針」1(1)において、ICやPAは広域交通網における重要な役割を担う拠点施設として位置付けており、今後の参考とします。	C
2	黒山中山線の早期の全線開通	都市計画道路黒山中山線は、まちづくりに関する重要な路線として位置付けており、今後、事業主体である徳島県と連携を図っていきます。	C
3	鳥栖市、鹿嶋市、さいたま市、長崎市などの事例を参考に、サッカーを通じたまちづくりを行う。	第3章3「3-2ゲートと新たなまちづくりエリアの整備方針」において、鳴門総合運動公園を含む新たなまちづくりエリアとして「行政・文化・スポーツエリア」を位置付け、スポーツを活用した賑わいづくりを図っていくこととしており、今後の参考とします。	C
4	ユニバーサルデザインのまちづくりを行う。	第3章2分野別方針の「2-4道路・公共交通の整備方針」5(1)などにおいて、各種施設のバリアフリー化について記載していますが、高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりとして、ユニバーサルデザイン化の考え方についても追記します。	A
5	都市計画道路の見直しの記載がない。	都市計画道路のうち長期未着手路線は地域の実情等に応じ、必要性や実現性の観点から、整備内容の見直しを検討する旨について、第3章2分野別方針の「2-4道路・公共交通の整備方針」1(3)に記載しています。	B
6	重点まちづくりエリアの鳴門駅東の飲食店街の再生や再開発、撫養港の整備などが欠けている(防災という観点からも危険なエリア)。また、鳴門駅周辺での駐車場整備にも言及してほしい。	(駅東について) 鳴門駅周辺においては、商業・行政・交流等の各拠点施設の集積により利便性を高めるとともに、まちの中心部としてふさわしい基盤整備や再開発等による土地利用の高度化を促進する旨について、第3章2分野別方針の「2-3市街地整備の方針」1(1)に記載しています。また、防災に関しても、第3章2分野別方針の「2-8都市防災の方針」に地震や津波等の防災の取組を定めています。	B

		<p>(撫養港の整備について)</p> <p>海岸保全施設については、第3章2分野別方針の「2-8都市防災の方針」1(2)において、津波や高潮による浸水被害を防止するため、国や県と連携し、整備・維持管理を推進することとしています。港の整備については、地域別構想等を含めてとりまとめる中での参考とします。</p>	C
		<p>(駐車場整備について)</p> <p>都市計画道路や生活道路等の整備と合わせて、特に重点まちづくり区域内の回遊性向上に寄与する駐車場の整備・確保に努める旨について、第3章2分野別方針の「2-4道路・公共交通の整備方針」3(1)に記載しています。</p>	B
7	<p>国道11号から鳴門市中心市街地への導入路(鳴門病院横)の整備が必要。</p>	<p>ご指摘の市道については、第3章2分野別方針の「2-4道路・公共交通の整備方針」2(1)において、沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的な維持・補修等の整備を進めるとともに、行き止まりの解消や狭あい道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備を推進することとしており、今後、個別の道路整備にあたっての参考とします。</p>	C
8	<p>用途地域の見直しはないのか。</p>	<p>第3章2分野別方針の「2-2土地利用の方針」2(3)に記載のように、ボートレース鳴門周辺など、まちづくりの観点から重要な役割を担っており、今後も多様な施設整備が想定される地域について、用途地域の変更を検討します。</p>	B
9	<p>国立公園、県立公園については、保全だけでなく活用の観点を加えること。 自然公園法の改正の観点が抜けている。</p>	<p>令和3年の自然公園法の改正に伴い、国立公園等の利用手続きが簡素化されるなど、国では利活用を促進する方針であることを踏まえ、第3章2分野別方針の「2-6自然環境・景観の保全方針」1(1)において、瀬戸内海国立公園と大麻山県立自然公園については、国・県と協調しながら景観の保全や保護意識の啓発に努めるとともに、広大な自然資源を活用した取組を検討する旨を記載しています。</p>	B

10	<p>P.33のアンケート結果からみると、一層のハザードマップ理解促進が重要であると考えられるため、ハザードマップの理解促進とともに、避難所・避難場所まで行けない市民を想定したマイタイムラインの作成等実態に即した取組みが重要。</p>	<p>「2-8都市防災の方針」2(4)において、ハザードマップを活用した、市民の防災意識の向上について記載しており、具体的な取組については今後の参考とします。</p>	C
11	<p>南海トラフ地震や大規模災害が発生した場合、1日でも早い生活の再建を達成できるよう地震保険や水災が担保された火災保険の普及を今後検討されるBCP(事業継続計画)、復興計画策定等に反映されることが重要。</p>	<p>復興計画等を策定する際の参考とします。</p>	C